

千葉県林地開発許可審査基準の一部改正（案）の概要

1 千葉県林地開発許可審査基準について

千葉県では、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項に規定する林地開発行為の許可について、その許可をするか否かを判断するために「千葉県林地開発許可審査基準」（以下「審査基準」という。）を定めました。

2 審査基準の一部改正理由について

令和8年4月1日から森林法が一部改正されることに伴い、審査基準においても、実効性を強化するため、一部改正を行うこととしました。

3 改正概要について

（1）申請者の要件の追加

森林法の改正により、許可条件（擁壁、排水施設その他の森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設を設置し、又は維持管理すべきことを内容とするものに限る。）に違反し、開発行為をした者に対する罰則が新設されたこと（改正後の森林法第206条第2号）を踏まえ、審査における申請者の欠格要件に、当該罰則を受け、3年を経過しない者（森林法第10条の2第1項による許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずるものと同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。）であった者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。）を追加します。

（2）その他所要の規定の整備

ア 森林法改正に伴い、第2章審査基準 第1一般的事項 8 申請者の要件中「法第10条の3」を「法第10条の3第1項」に改めます。
イ 諸表記（送り仮名及び句読点等）の修正を行います。

4 施行日について（予定）

令和8年4月1日